

デイサービスセンターえみの里 重要事項説明書
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所介護）
通所型サービス（現行相当）

1. 法人概要

法人名	社会福祉法人 翔馬会
代表者名	理事長 大森 英俊
主たる事務所の所在地	茨城県常陸太田市徳田町143番地
電話番号	0294-70-7151（代表）

2. 事業の目的と運営方針

第1号通所事業は、要介護状態になることができる限り防ぎ、その有する能力に応じて可能な限り、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとします。

3. デイサービスセンターえみの里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	デイサービスセンター えみの里
管理者	古張 郁子
所在地	茨城県常陸太田市徳田町143番地
電話番号	0294-70-7151（代表）
介護保険指定番号	介護予防型 通所サービス (茨城県0871200291号)
サービス提供の対象地域	常陸太田市の被保険者・住所地特例者

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 設備の概要

定員	18名
利用可能設備等	食堂兼機能訓練室
	相談室
	浴室（普通浴槽、特殊浴槽）
	送迎車4台

(3) サービスの内容

第1号通所事業計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護等を行います。

(4) 職員体制

従業者の職種	職員(人)	区分		業務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理 者	1	1	0	業務の統括・指揮
生活相談員	3	3	0	入通所業務・生活指導
介護職員	5	5	0	日常生活全般の介護業務
看護職員	2	0	2	健康管理及び処置
機能訓練指導員	1	1	0	機能訓練指導(看護師兼務)

*管理者、生活相談員、看護師は兼務している。

(5) 営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土 (12月31日～1月3日を除く)
営業時間	9:30～15:40
緊急連絡先	0294-70-7151(代表)

料金

(1) 利用料金

- ① デイサービス利用料 利用者負担原則1割(一定以上の所得者は2割又は3割)

介護度	介護保険適用時の自己負担額
要支援1・事業対象者(週1回程度)	1,798円
要支援2・事業対象者(週2回程度)	3,621円

- ② 送迎費

1日あたり	基本料金に含む
-------	---------

- ③ 入浴費:

1日あたり	基本料金に含む
-------	---------

- ④ 昼食食材費:

1食あたり	530円
-------	------

⑤ 加算

身体状態に応じて必要なサービスを下記の中から提供いたします。

加 算 内 容	介護予防型 通所サービス	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1ヶ月あたり	要支援1・事業対象者 72円 要支援2・事業対象者 144円
口腔機能向上加算	1回あたり (月2回まで)	150単位

※介護職員等処遇改善加算（I）として、別途利用単位数の9.2%がかかります。

『介護職員等処遇改善加算（I）は全利用者様の方が対象です。・・・介護職員の処遇改善の為の加算。』

※レクリエーション代としまして、フラワーアレンジ代とは別途に、100円～300円頂く事があります。

⑥ おむつ代

おむつ利用の方については、交換用おむつを各自持参して頂くことを原則としていますが、何らかの理由で用意できない方及び特別な事情で購入を希望する方について、実費徴収とします。具体的には、パンツ型おむつ1枚70円、テープ型おむつ1枚90円、パット1枚20円です。

（2）キャンセル料

お客様の都合でサービスを中止する場合の費用として、利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合、無料。利用日の当日午前8時までに連絡いただいた場合、利用料の5%、利用日の当日午前8時までに連絡がなかった場合、利用料の10%頂きます。

（3）支払方法

お支払方法は、原則として郵便局の自動引落（翌月20日）となります。現金の支払いを強く希望される場合は現金による支払いも可能です。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申ください。当センター職員がお伺いいたします。

介護予防通所介護計画作成と同時及び第1号通所事業は必要に応じ契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 健康上の理由によるサービス提供の中止

風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振替できませんのでご了承ください。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申出ください。

また、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当法人が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情等により、サービスの提供を終了させていただく場合、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

また、利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告した日から10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしづしづ繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当センターや当センターの従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがあります。

③ その他

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合（この場合、契約条件を変更して再度契約することができます）
- ・ 利用者が亡くなられた場合

5. 緊急時の対応方法

当センターは、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

① 非常災害対策

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホームえみの里の消防計画」に則り対応いたします。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、防火扉・シャッター、屋内消火栓、自動火災報知機等。
防災訓練	別途定める「特別養護老人ホームえみの里の消防計画」に則り対応いたします。
防火責任者	野内 麻由美

6. サービス内容に関する相談・要望・苦情

① 利用者相談・要望・苦情受付窓口

担当者	有坂 裕子、酒井 秀寿、尾亦 聖子
電話番号	0294-70-7151 (代表)
受付時間	月・火・水・木・金・土 (12月31日～1月3日を除く) 8:15～17:15

② その他

常陸太田市 高齢福祉課	月曜日～金曜日 電話 0294-72-3111 (代表)
茨城県国民健康 保険団体連合会	月曜日～金曜日 電話 029-301-1565

その他、地域包括支援センターまたは介護支援専門員にご相談下さい。

7. 高齢者虐待防止措置

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待防止の推進に努めています

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業、通所型サービス（現行相当）についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

ふり がな
<氏名> 印

<住所>

<電話>

代理人

ふり がな
<氏名> 印

<住所>

<電話>

緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

介護予防・日常生活支援総合事業、通所型サービス（現行相当）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 茨城県常陸太田市徳田町143番地

<名称> デイサービスセンター えみの里 印

<説明者>

氏名 有坂 裕子 印